

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社

準備書面 7

令和3年4月23日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士



原告の令和3年3月1日付第6準備書面について、次のとおり主張する。

第1 原告の「第1. 1. ソースコードの創作性について」に対する主張

1 原告は、サブルーチンを作成するか否かの選択の幅があるなか、サブルーチン化を選択したから、創作性である旨を主張する。

しかし、サブルーチン化するか否かはアイデアに過ぎない。また、原告が表現した同準備書面上のソースコード①及び②に、創作性がある箇所は無い。

2 原告は、コントロール自体を引き渡すか、コントロールの名前を引き渡すかを選択する幅があるなか、後者を選択しプログラミングしたから、創作性である旨を主張する。

しかし、コントロールの名前で引き渡すか否かはアイデアに過ぎない。また、原告が表現した同準備書面上のソースコード③に、創作性がある箇所は無い。

第2 原告の「第2. 1. 本件プログラム1の著作物性に関する主張の補充」に対する主張

1 「(1)プログラムに選択の幅があること」に対して

原告は、テキストファイルにするかデータベースにするか、データベースソフトの選択、コントロールによる方法か標準クラスによる方法か、クラス化するか否かについて、選択の幅があるのだから、創作性がある旨を主張する。

しかし、これらはすべてアイデアに過ぎない。

2 「(2)原告の表現上の創作性があふれていること」に対して

原告は、令和3年3月1日付第6準備書面の12頁から13頁に記載されたソースコードにおいて、エラー処理のため「Try」「Catch」の箇所のソースコードを記述しており、そこに個性が発揮されているのだから、創作性がある旨を主張する。

しかし、VBにおいて、「Try」「Catch」ステートメントは、ありふれた表現であり、創作性は認められない。

第3 原告の「第2. 2. 本件プログラム2の著作物性に関する主張の補充」に対する主張

1 原告は、令和3年3月1日付第6準備書面の19頁から23頁に記載されたソースコードのSQL文について、BETWEEN命令を利用するか否か等の選択の幅があるなか、データベースの読み込みを一度の処理で済ませるため、同SQL文を記述したのだから、創作性がある旨を主張する。

しかし、データベースの読み込みを一度の処理で済ませることは、アイデアに過ぎない。また、同SQL文に、創作性がある箇所はない。

2 原告は、同準備書面の26頁に記載されたソースコードについて、データの読み込みと同時処理を行うか否かについて、選択の幅があるなか、別処理を選択したから、創作性がある旨を主張する。

しかし、データの読み込みと同時処理を行うか否かはアイデアに過ぎない。
また、同準備書面の26頁に記載されたソースコードに、創作性がある箇所はない。

- 3 原告は、同準備書面の27頁から28頁に記載されたソースコードについて、加工処理方法として「I Rフィルター」「F I Rフィルター」「F F Tフィルター」「ピークカット」「移動平均」等の選択の幅があるなか、「ピークカット」「移動平均」のソースコードを選択したから、創作性がある旨を主張する。

しかし、この加工処理方法は、被告の仕様である。また、同準備書面の27頁から28頁に記載されたソースコードに、創作性がある箇所はない。

以 上